

第4弾!

最大400万円

補助率最大 3/4

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します!

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	・ デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・ 生産の効率化等のための取組 ・ 新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ



生産管理システム導入
による業務効率化



ECサイト制作による
売上向上



多機能調理設備の導入
による新商品の開発



業務用高性能掃除機の
導入による作業効率化

公募期間

令和7年3月24日(月)～4月25日(金)

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年10月31日までです。

補助対象経費は交付決定日以降に発生した経費に限り補助対象とします。

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合は、申出書の提出により、11月30日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

◆ (問い合わせ) 佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688 (平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。)



佐賀型賃金UP
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談
ください! ☎0952-97-8135 (平日9時～17時)

相談
無料

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠																		
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）																			
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない																		
要件	事業場内最低賃金を、令和5年10月15日から実績報告までに、5%以上かつ956円以上に引き上げ、かつ引き上げに伴う給与を支給した事業者。 ※1 いずれの時点においても、最低賃金を下回っていないこと <table><tr><th colspan="2">最低賃金の件名</th><th>1時間</th><th>効力発生日</th></tr><tr><td colspan="2">地域別最低賃金</td><td>956円</td><td>R6.10.17</td></tr><tr><td rowspan="3">特定（産業別）最低賃金</td><td>一般機械器具製造業関係</td><td>1010円</td><td>R6.12.20</td></tr><tr><td>電気機械器具製造業関係</td><td>996円</td><td>R6.12.19</td></tr><tr><td>陶磁器・同関連製品製造業</td><td>957円</td><td>R6.12.21</td></tr></table> ※2 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※3 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。	最低賃金の件名		1時間	効力発生日	地域別最低賃金		956円	R6.10.17	特定（産業別）最低賃金	一般機械器具製造業関係	1010円	R6.12.20	電気機械器具製造業関係	996円	R6.12.19	陶磁器・同関連製品製造業	957円	R6.12.21	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること ②令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※4が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること ※4 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあっては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
最低賃金の件名		1時間	効力発生日																	
地域別最低賃金		956円	R6.10.17																	
特定（産業別）最低賃金	一般機械器具製造業関係	1010円	R6.12.20																	
	電気機械器具製造業関係	996円	R6.12.19																	
	陶磁器・同関連製品製造業	957円	R6.12.21																	
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率（千円未満切り捨て）																			
補助率	3分の2以内 ただし、 R5.10.15以降10%以上の賃上げを実施している中小事業者 または伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内	3分の2以内 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内																		
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～60万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～120万円 ③中小事業者 1事業場に付き50万円～200万円※5 ※5 R5.10.15以降10%以上の賃上げを実施している中小事業者は50万円～400万円	①個人 15万円～60万円 ②法人 30万円～120万円																		

※上記は概要となりますので、詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。